

会 議 録

行 田 市 教 育 委 員 会 平 成 3 0 年 第 2 回 2 月 定 例 会

招集年月日	平成30年 2月 8日 (木)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会 2月 8日 (木) 午後 2時00分 閉会 2月 8日 (木) 午後 4時30分	教育長 森 郁子 教育長 森 郁子	
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田昌久
		仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要	
1	森 郁子		
2	岸田昌久		
3	鹿山高彦		
4	増田雅久		
5	大久保英子		
議 事 参 与 者		書 記	
学校教育部長	門倉 正明	書記長	諸貫 忠秋
生涯学習部長	吉田 悦生	書記次長	川鍋 和史
学校教育部次長		書記	白井 克典
兼学校教育課長	佐藤 明彦		
教育総務課長	諸貫 忠秋		
学校給食センター所長	満井 房子		
教育研修センター副所長	関 泰伸		
ひとつくり支援課長	石川 隆美		
スポーツ振興課長	細谷 博之		
文化財保護課長	中島 洋一		
郷土博物館長	萩原 康弘		
教育文化センター所長			
兼中央公民館長	風間 重文		
図書館主査	根岸 恭一		

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 今回は、議案4件、日程第1・議案第3号及び日程第2・議案第4号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 1月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>議案第5号 行田市立小・中学校の平成30年度学校給食年間実施計画について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第6条第2項に『年間の給食実施計画回数は、教育委員会が定めるものとする。』であることから、平成30年度学校給食年間実施計画案について審議いただくものである。</p> <p>年間給食実施回数は、条例施行規則第6条第1項に『給食は、年間を通じて原則として週5回を授業日の昼食時に実施するものとする。』とあることから、合計189回の給食を提供しようとするもので、平成30年度は、今年度と実施回数が同じである。</p> <p>各学期の給食開始日及び終了日は、各学期の給食開始日と終了日を定めたもので、学校の授業日及び授業時間と関係することから、学校教育課と協議し、提案したものである。</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>小学校第1学年児童の給食費、中学校第3学年生徒の給食費については、それぞれ4月と3月の当該学年の給食の提供日数が少なくなっていることから、給食費の月額を半額とするものである。</p> <p>給食費の額については、条例施行規則第7条に規定されており、今年度と同額である。</p> <p>なお、本計画は、2月1日に開催された学校給食センター運営委員会において、審議し、了承をいただいている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 市長も委員となっている学校給食センター運営委員会において、昨年他市であったO157のような食中毒事故が発生しないよう検査体制を充実させること、また、施設も設置後20年以上経ち老朽化も目立つようになったことから改善するように要望したことを委員各位に報告する。</p> <p>増田委員 実施計画に異論はない。 統計「ひまわり」の中の電気料金のことを伺いたい。平成27年度と平成28年度を比べ電気料金が413万削減されたがその理由として財政課からの指導により(株)イーセルから(株)エフパワーに契約を変更したことによると説明があった。この点について、財政課の指導は定期的にあるものなのか、また、もっと早く対応できなかったのか。</p> <p>学校給食センター所長 毎年、改革推進室が入札をし、単価契約している。その結果、(株)イーセルから(株)エフパワーに変更され、平成28年度は413万円の削減となった。契約は給食センターではなく改革推進室で行っている。</p> <p>教育総務課長 水道課所管施設を除く市全体の電力について、自由化に伴い入札を行っている。 なお、今年度については、同じく入札したところだが不調に</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>終わり、業者との協議により単価が決定された。そのことにより、平成28年度に比べ単価が上がり、各課所館とも電気料の予算が不足し、流用等により対応していることを報告する。</p> <p>鹿山委員 給食費が値上げされたことにより、保護者の反応や献立に変化があったのか。</p> <p>学校給食センター所長 平成28年度から値上げしたが、保護者からの意見等はない。献立の内容は、以前に比べ充実したものになっている。</p> <p>教育長 学校給食センター運営委員会の場でも同様の質問があった。実際に試食したが、以前より充実した内容のものになっていると思う。</p> <p>岸田委員 他市では食材の高騰により、給食のメロンが半分だったり、アジの開きが竹輪の開きになったりという報道があった。行田市では食材の高騰による献立の影響はあるのか。</p> <p>学校給食センター所長 食材、特に野菜の高騰により、2月分、3月分の賄材料費の不足が見込まれる。発芽玄米を白米に、野菜や魚など低額のものに変える等の対応を考えている。それにより、予算の範囲内で収まると見込んでいる。</p> <p>郷土博物館長 他市を例にすると、特別会計予算的な考え方で、給食費で賄材料費すべてを補い、余った場合は調味料等保存できるものを補充しており、当該年度の給食費と賄材料費は予算上同一になる。行田市は、予算を見ていただくとわかるが、給食費は賄材料費を下回っており、市の予算から不足分を充当している状況にある。そのため、他市の給食のような極端な事例は起こらない。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>岸田委員 給食費は、賄材料費だけで調理等の費用は含まないことは理解していたが、現状では賄材料費も不足している状況であるのか。</p> <p>学校給食センター所長 賄材料費が不足している状況もあり、平成28年度に給食費を値上げした。それにより、平成27年度の賄材料費は約2,000万円市費を投入していたが、約500万円に減少し改善された。</p> <p>増田委員 試食会の時に、給食1食当たりの金額を聞いて試食したが、それは、給食の提供に必要な全ての費用を含んだ単価ではないのか。</p> <p>学校給食センター所長 給食費の単価には、調理等委託料、施設に係る人件費、整備費、光熱水費等は含まれていない。学校給食法施行令において保護者の負担は、光熱水費や食材料費と規定されており、食材料費のみを給食費としてご負担いただいている。</p> <p>増田委員 普通、原価計算をすると、人件費や燃料費等も1食当たりの単価に含まれると思うが、給食という特殊な形態でなるべく負担を少なくというのはわかるが、給食を食べない方に給食を負担してもらっていることについては問題があるようにも感じる。</p> <p>大久保委員 給食で残したパンや牛乳を自宅に持ち帰ることは可能か。</p> <p>学校教育課長 学校では、食中毒、衛生面等から自宅への持ち帰りは禁止としている。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p>
--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">会議の進行状況</p>	<p>議案第6号 行田市公民館における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の制定について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>中央公民館長 各条項の概略について説明する。</p> <p>第1条は、要綱の目的を定めたもので、防犯カメラの設置及び管理に関する必要事項を定めることにより、公民館における犯罪の防止及び映像を撮影された個人の権利利益を保護するものである。</p> <p>第2条は、要綱において使用される防犯カメラの定義について定めるものである。</p> <p>第3条は、防犯カメラの適正な設置及び管理を図るため、防犯カメラ責任者、防犯カメラ管理者及び防犯カメラ管理担当職員の設置について定めるものである。</p> <p>第4条は、防犯カメラの設置に係る撮影区域の範囲、周知及び落下防止等の措置並びに防犯カメラ及び映像記録の滅失・毀損の防止について定めるものである。</p> <p>第5条は、映像記録の保存期間及び保存方法、破棄の方法について定めるものである。</p> <p>第6条は、防犯カメラの管理に関し、個人情報保護の徹底について定めるものである。</p> <p>第7条は、映像記録の目的外利用及び第三者への提供禁止について定めるものである。</p> <p>第8条は、他の必要事項について、別に定めることを規定するものである。</p> <p>また、その他の参考事項として、附則において、施行期日を公布の日からとするものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 第2条の機器構成について、制御系ソフトウェアも入れたほうが良いのではないかと。第4条の防犯カメラの撮影範囲が設置目的の達成に必要な最小限の範囲とあるが、もっと具体的に示した方がよいのではないかと。</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>中央公民館長 第2条の機器構成、第4条の防犯カメラの撮影範囲は他部署の防犯カメラの要綱と統一させた表現で規定している。</p> <p>鹿山委員 最小限の範囲とは具体的にどの程度のものか。</p> <p>中央公民館長 今回設置したカメラは、すべて出入り口を撮影・記録している。</p> <p>教育長 他の施設でも設置されていると思うが、補足等はあるか。</p> <p>郷土博物館長 防犯カメラの要綱については、統一された規定になっている。具体的な範囲を規定していない。</p> <p>教育総務課長 学校も規定は同様で、学校敷地内での範囲となっている。</p> <p>岸田委員 防犯カメラは、不特定多数の人が出入りするので有効であると考え。公民館で危害を受けた等被害があった事例はあるのか。</p> <p>中央公民館長 昨年の3月に、埼玉公民館で盗難の被害があった。公金は被害がなかったが、館内にあった個人の現金が盗難された。</p> <p>岸田委員 警備会社に警備を委託していないのか。</p> <p>中央公民館長 警備会社の警備は入っていない。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>岸田委員 防犯カメラの設置とともに、警備を委託したほうがよいのではないか。</p> <p>中央公民館長 公民館は全部で16館あるので、財政的にも警備の委託が難しい。今後、委員の意見を参考にし、予算要求等検討していきたい。</p> <p>増田委員 現状、全公民館に防犯カメラが設置されているのではないのか。</p> <p>中央公民館長 今年度、匿名の方からの寄付を財源に、全館に新たに防犯カメラ設置させていただいた。</p> <p>岸田委員 以前から設置されていたところもあるのか。</p> <p>中央公民館長 昨年新設された忍・行田公民館に初めて設置した。</p> <p>増田委員 設置後、この要綱が施行されるまではどのように管理されるのか。</p> <p>中央公民館長 現在はまだ試験的に稼働させている状況である。</p> <p>増田委員 試験的であっても、規定がなく録画しているということか。本来は、規定があってから防犯カメラを設置するものと考えがいかがか。</p> <p>中央公民館長 設置するにあたり、入札から工事までの期間が短く、規定の整備が間に合わなかった。試験的に稼働することが必要である</p>
--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第3号 平成29年度一般会計教育 費補正予算について</p>	<p>ため、撮影しているところである。</p> <p>大久保委員 防犯カメラの稼働中ということは、施設利用者も表示等により把握できるのか。</p> <p>中央公民館長 業者に、設置とともに表示の掲示も依頼している。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、平成30年3月定例市議会に補正予算を上程するため教育委員会に諮るものである。 はじめに、歳出から説明する。 10款 教育費、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費で、872万5千円の増額補正で、産業文化会館管理費のうち、埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、行田市と埼玉県で締結している「行田地方庁舎と行田産業文化会館の共同管理に関する協定書」に基づき、平成29年度に実施した修繕費用を折半、または面積案分により算出し、清算するため計上するものである。実施した修繕は、消火栓・スプリンクラー等の消火設備改修、地下電気室の三相変圧器の更新、またエコオフィス化のための電気設備のLED交換などの工事である。 次に、歳入について説明する。 16款 寄附金 1項3目 教育費寄附金で400万円の増額補正で、1節 教育総務費寄附金のうち、教育振興費寄附金は、当初予算において100万円、さらに6月補正において5千万円をすでに計上しているが、匿名の方からの5千万円を除き、本年度は、個人3名及び法人1社から合わせて約500万円の寄附をいただいております、当初予算との差額を増額補正するもの</p>
--	---	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第4号 平成30年度一般会計教育 費当初予算について</p>	<p>である。</p> <p>なお、いずれも教育振興奨励基金への積立てを希望されており、ここに記載はないが、総合政策部所管の2款 総務費、1項 総務管理費、6目 基金費において、基金に積立てるための歳出として同額を補正計上している。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第4号について、学校教育部所管に関わる教育費の概要及び歳入歳出予算を説明する。</p> <p>生涯学習部長 議案第4号について、生涯学習部所管に関わる教育費の概要及び歳入歳出予算を説明する。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 来年度予算案では、非構造部材の耐震改修工事が目立っている。基準により改修するのに合わせ、学校の教室の天井に取り付けてあるブラウン管テレビなど落下の危険があるものについても改修しないのか。</p> <p>教育総務課長 非構造部材耐震改修工事については、主に吊り天井となるが、その天井が高い施設から優先して工事を行っており、その他照明や音響設備の落下防止等を施している。校舎内の天井から吊り下げて設置されていたブラウン管テレビは、概ね撤去している。中には、その器具だけが残っており、撤去の要望をいただいている。学校校舎天井の改修の必要性も認識しているが、避難所として指定されている体育館を優先して改修していくもの</p>
--	---	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>である。</p> <p>岸田委員 体育館のバスケットのゴールも工事の対象となっているのか。</p> <p>教育総務課長 バスケットのゴールやスピーカーなどもワイヤー等で補強することになっている。</p> <p>教育長 生涯学習所管の施設もあるか。</p> <p>スポーツ振興課長 来年工事する総合体育館のサブアリーナも吊り下げ式のゴールになっており、吊り下げ部分を補強することになっている。</p> <p>岸田委員 この工事に係る国庫補助はないのか。</p> <p>教育総務課長 学校施設に関して、国庫補助制度はある。しかし、全国で同様の工事を行っており、必ず補助されるものではないこと、以前、国庫補助を予算計上したが、補助がなく財源不足になったことなどにより、今回の当初予算案には計上していない。ただし、国庫補助の申請はしており、今後補助が決定された場合に対応できるような状態にしている。</p> <p>ひとつくり支援課長 所管施設に関して、学校同様の国庫補助制度はない。</p> <p>岸田委員 旧忍町信用組合店舗の移設について、落成式など今後の予定を伺いたい。また、旧忍町信用組合店舗移設の完成後、建物の管理がどこの所管になるのか伺いたい。</p> <p>生涯学習部長 本事業は、平成28年度の国の補正予算を活用しており、そ</p>
--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>れを翌年度へ繰り越して実施し、3月の中旬を目途に完成する予定である。完成後は、特に竣工式等の予定はないが、4月頃に内覧会を行う予定である。カフェについては、10月にオープン予定である。先日カフェを運営する団体も決定し、ホームページにも掲載されている。備品等については、6月までに準備したいと考えている。カフェのオープンイベントについては、市も協力するが、運営団体が主体で行う予定である。</p> <p>管理については、基本的に建物は文化財なので、文化財保護課が管理することとなる。建物の周辺については、公園であることから都市計画課での管理となる。カフェのオープン後の建物のカギの開け閉めや清掃等については、その運営団体が行う。飲食店の営業に現在従事していない子育て世代グループの運営であることから、開設からの3年間の光熱費は市で負担する。</p> <p>岸田委員 建物は、文化財であり公園内の施設でもあるので、防火、防犯に注意していただきたい。</p> <p>大久保委員 建物内のテーブルや椅子は市で用意するのか。</p> <p>生涯学習部長 テーブルや椅子については、建物が文化財であることからそれに合ったレトロなものを市で用意する予定である。</p> <p>大久保委員 カフェの運営に慣れていない方が行うということだが、市で運営を指導するのか。</p> <p>生涯学習部長 運営団体を選定するにあたり、プロポーザル方式により選定した。カフェなので、食べ物の提供方法やメニューなど様々な項目から総合的に審査し選定を行った。基本的には、その運営団体が技術や運営能力を上げるよう努力していただく。</p> <p>大久保委員 3年間は光熱費を市で負担するということだが、カフェの運営は、その団体が継続して行うものなのか。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>生涯学習部長 5年間の契約となっており、更新は妨げないものである。</p> <p>鹿山委員 学校給食センターの施設設備改修工事は、トイレ改修のことか。</p> <p>学校給食センター長 衛生面の向上を目的として調理員用トイレ4箇所、及び老朽化した一般利用者用トイレ2箇所の改修を予定している。</p> <p>鹿山委員 それに関して、例えば医薬品の工場にはGMPの基準があるが、そのような基準は何かあるのか。</p> <p>給食センター所長 現在の調理員用トイレについては、学校給食衛生管理基準を満たしてない。今回の改修で学校給食衛生管理基準に適合させるために、トイレを洋式化するとともに個室それぞれに手洗い器を設置する予定である。</p> <p>鹿山委員 作業場に隣接したトイレを自動ドアにする予定はあるのか。</p> <p>給食センター所長 現在、トイレは、調理場に隣接していない。トイレを出て、着脱場で着替え、その後、手洗場で手洗い、消毒して調理場に入るという動線となっている。なお、トイレの出入口は、タッチ式自動ドアであり、調理場の出入口は、センサー式自動ドアである。</p> <p>鹿山委員 医薬品の製造工場などにはGMP基準があり、トイレで手を洗った後どこにも触らずに出られるよう求められていたと思う。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>給食センター所長</p> <p>今回の調理員用トイレの改修については、学校給食衛生管理基準に適合させるため、改修を実施するものであり、GMP適正製造基準については今後の研究課題とさせていただきたい。</p> <p>増田委員</p> <p>歳出の説明欄にいくつかある諸負担金とは具体的に何か。旧忍町信用組合店舗について、移築に反対する意見がある中で、特定の事業者に対して税負担をするということに対しての根拠を示してほしい。</p> <p>教育総務課長</p> <p>事務局費の諸負担金例にすると、研修会等の参加負担金になる。個別に科目を設けることなく、諸々の研修会等に出席する際の負担金になっている。</p> <p>生涯学習部長</p> <p>旧忍町信用組合店舗について、これまでも市議会の中で説明しているが、この事業は約1億3千万円の事業で、そのうちの4千5百万円位は国の地方創生拠点整備交付金を活用している。文化財を移築するだけでは交付金はもらえない。活用の点を国は重要視しており、子育て世代の交流、活躍の場の提供としてカフェを造る。ただし、カフェを造るだけではなく、運用がスムーズにいくまでの3年間支援をするということで、その3年間の支援も含めた計画内容で交付金の申請をし、許可を受けたものである。</p> <p>教育長</p> <p>他に何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成30年3月26日(月) 午後2時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員